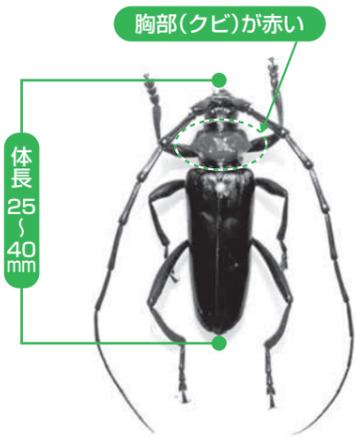


クビアカツヤカミキリ駆除をした方に奨励品を交付します

市では、サクラやモモなどのバラ科の樹木に寄生し、樹木を衰弱させ枯死させる危険性のある、特定外来生物のクビアカツヤカミキリから樹木を守るため、「クビアカツヤカミキリ駆除奨励品交付事業」を実施します。市内でクビアカツヤカミキリの成虫を駆除した方に、奨励品を交付します。

クビアカツヤカミキリの特徴など



原産地	中国、台湾、朝鮮半島、ベトナム
体長	25～40ミリメートル(触角を含まず)
特徴	胸部(クビ)が明赤色。体全体は光沢のある黒色。メスの触角は体長と同程度の長さ。オスの触角は体長よりも長い。独特の異臭を放つ。
生態	幼虫は樹木内で2～3年かけて成長し、さなぎになる。さなぎは6月中旬から8月上旬に成虫となり、幹や枝の樹皮の割れ目に産卵する。1匹のメスが1,000個近くの卵を産むことがある。成虫の寿命は野外では1カ月程度(成虫で越冬はしない)。
被害樹木	サクラ、ウメ、モモ、スモモ 他

- ▶申請期間 7月1日(木)～9月30日(休)
- ▶対象 市内在住の方
- ▶奨励品 10匹につき500円分の行田市商店共通商品券1枚
※10匹単位の申請となります。
- ▶申請方法 環境課で配布している申請書兼請求書(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入し、本人確認書類(運転免許証、個人番号カード、健康保険証など)を持参の上、同課へクビアカツヤカミキリの成虫の死骸を持参してください。
- ▶注意
 - ・クビアカツヤカミキリは特定外来生物のため、生きたままの移動は法律で禁止されています。必ず、捕殺してから提出してください。
 - ・クビアカツヤカミキリの特定に当たり、胸部(クビ)の明赤色部分が確認できる状態をもって1匹とします。
- ▶その他 予算の範囲内での補助となりますので、予算額に達した場合は受付期間中でも終了します。
- ▶注意事項
 - ・土地所有者の許可なく、私有地に立ち入らないでください。
 - ・第三者が所有・管理する樹木にて駆除する場合は、樹木を傷つけないでください。
 - ・けがのないよう安全を確保してから駆除してください。
- ▶問い合わせ 環境課 ☎556—9530

固定資産税に関するお知らせ

固定資産税に関する家屋実地調査にご協力
市では現在、家屋の新築・増築および取り壊し調査を行っています。調査には、職員が2人1組で伺いますのでご協力をお願いします。

なお、職員は「職員証」を携帯しています。「職員証」の提示がないなど不審に感じた場合は、税務課までご連絡ください。



家屋を取り壊したら届け出を

家屋を取り壊した場合には、「家屋取壊届出書」を税務課へ提出してください。また、登記してある家屋については、法務局で滅失登記の手続きを済ませてください。これらの手続きが行われない場合には、税務課で家屋の取り壊しを確認できないことがあります。

なお、「家屋取壊届出書」の用紙は、税務課で配布している他、市ホームページからダウンロードできますのでご利用ください。

▼問い合わせ 同課資産税担当
(内線234)

春の叙勲・褒章

このほど、春の叙勲の受章者が発表されました。行田市からは内山俊夫氏と須藤茂氏が旭日双光章に、須永正義氏が瑞宝単光章を受章されました。また、危険業務従事者として齊藤三郎氏と宮田幸生氏が瑞宝双光章に輝きました。さらに、褒章の受章者も発表され、澤田将信氏が藍綬褒章を受章しました。



須永 正義氏
(70歳・須加)
元行田市消防団分団長



須藤 茂氏
(70歳・押上町)
埼玉信用組合理事長



内山 俊夫氏
(70歳・忍)
元全国宅地建物取引業
保証協会常務理事



澤田 将信氏
(63歳・南河原)
JFTD(花キューピット)会長



宮田 幸生氏
(72歳・持田)
元県警部



齊藤 三郎氏
(72歳・棚田町)
元県警部

投票立会人登録者を募集します

行田市選挙管理委員会では、多くの皆さんに政治や選挙に関心を持っていただき、選挙をより身近なものに感じてもらえるよう、投票立会人を登録制により募集します。ただし、名簿に登録された方が必ず選任されるものではありません。

- ▶応募要件 次の全ての要件を満たす方
 - ・市内在住で本市の選挙人名簿に登録されている方
 - ・明るい選挙の推進に理解のある方
- ▶申し込み 行田市投票立会人名簿登録申請書(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入し、本人確認書類(運転免許証や学生証など)を持参の上、直接行田市選挙管理委員会へ提出してください。
- ▶問い合わせ 行田市選挙管理委員会 (内線219)

選挙事務会計年度任用職員登録者を募集します

行田市選挙管理委員会では、市内で執行される選挙において、選挙事務に従事していただける方を登録制により募集します。選挙執行時には、登録者に対し選挙事務の従事を依頼します。ただし、名簿に登録された方が必ず選任されるものではありません。

- ▶応募要件 次の全ての要件を満たす方
 - ・応募時点、市内在住で18歳以上の方(高校生可)
 - ・厳正な選挙事務の執行に理解があり、執務中に知り得た秘密を守ることができる方
 - ・服装や接遇に注意し、選挙人などに不快感を与えることなく業務を遂行できる方
- ▶業務内容 期日前投票所および市内当日投票所で市職員が行う選挙事務に関する補助的業務(主に、受付、名簿対照、投票用紙交付などの投票受付、整理作業など)
- ▶申し込み 行田市選挙事務会計年度任用職員登録申請書(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入の上、持参、郵送、FAXのいずれかの方法により提出してください。【持参・郵送】行田市本丸2—5 行田市選挙管理委員会 【FAX】554—0199
- ▶問い合わせ 行田市選挙管理委員会 (内線219)